

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果のうち、現在まで改善措置が完了していない事項について、知事から報告があったので、次のとおり公表する。

沖縄県監査委員	渡	嘉	敷	道	夫
沖縄県監査委員	川	畑	順	義	
沖縄県監査委員	又	吉	清	義	
沖縄県監査委員	喜	友	名	智	子

第1 定期監査の指摘事項に対する未措置の状況

<財務・事務に関する事項>

（平成28年度監査結果報告分）

【土木建築部】

1 歳入歳出外現金の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

県営住宅入居時に入居者から受け入れた敷金について、歳入歳出外現金として財務会計システムにより管理している現在高と、住宅管理システム等により戸別の管理を行っている合計額に差額が生じており、納入者が不明な敷金がある等、不適正な管理となっている。（住宅課）

(2) 現在の状況

敷金について、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）を改正することで、令和4年4月より敷金を管理する仕組みを整備し、指定管理者とも情報を共有した上で敷金の払出しを行っている。指摘後、適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

また、突合が困難なデータについては、処理方針を検討中である。

(3) 未措置とする理由

納入者が不明な敷金について処理が完了していないため。

（平成30年度監査結果報告分）

【土木建築部】

1 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

一部の県営住宅において防火管理者の選任・届出、消防計画の策定・届出及び消防訓練の実施・報告がなされていなかった。（住宅課）

(2) 現在の状況

指定管理者に対し、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火管理者及び消防計画の届出等を行うよう指導し、届出は完了した。消防訓練については一部未実施となっている。

(3) 未措置とする理由

一部の県営住宅において消防訓練が実施されていないため。

(令和3年度監査結果報告分)

【総務部】

1 備品の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

重要備品が所在不明となっていた。

(管財課)

(2) 現在の状況

当該備品の所在確認を行ったところ、旧那覇東町会館の土地及び建物の売却に当たり、廃棄することとした備品であることが判明したため、今後、処分手続等を行う予定である。

(3) 未措置とする理由

備品の処分手続等が完了していないため。

【農林水産部】

1 公有財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

保安林指定の解除により普通財産となった土地について、貸付契約が締結されないまま土地を使用させていた。また、当該財産に係る経緯、現況等を把握するための資料が整理されていなかった。

(森林管理課)

(2) 現在の状況

貸付契約が締結されていない土地の解消に向けて、不法占拠財産等処理を要する普通財産取扱要領（昭和63年8月15日付け総務部長通知）に準じて処理方針を策定するとともに、同要領に準じて現況整理簿を作成し、当該財産の経緯等を整理した。

(3) 未措置とする理由

県有地の不法占拠の状況が継続しているため。

【商工労働部】

1 備品の利活用がなされていないもの

(1) 指摘の内容

平成23年度から平成28年度までに行われた事業において取得した備品（取得価格合計272,168,500円）について、事業終了後に活用されないまま維持経費が支払われ、令和3年度には1,852,183円を支出していた。

(産業政策課)

(2) 現在の状況

備品の利活用に向けて、地元市町村や活用が想定されるエネルギー民間事業者と意見交換を実施しているが、ランニングコスト等の課題もあることから、引き続き、再活用について調整を進めていく。

(3) 未措置とする理由

当該備品の利活用が行われていないため。

(令和4年度監査結果報告分)

【総務部】

1 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

速やかに改修を行う必要がある消防用設備等点検結果報告書の不備事項について、一部修繕が行われていなかった。

(管財課)

(2) 現在の状況

不備となっている消防用設備等については、修繕箇所11か所のうち、令和6年度までに8か所の修繕を行った。残る3か所は、令和7年度に修繕を完了する予定である。

(3) 未措置とする理由

一部の消防用設備等の修繕が完了していないため。

(令和5年度監査結果報告分)

【土木建築部】

1 契約保証金の管理に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

契約保証金917,490円について、納付させた契約の相手方が不明なものがあった。

(土木総務課)

(2) 現在の状況

毎月、土木総務課から本庁各課へ歳入歳出外現金管理簿を提供し、不明金が生じないように取り組んでいる。当該契約保証金の取扱いについては、会計課と調整中である。

(3) 未措置とする理由

納入者が不明な契約保証金について処理が完了していないため。

【病院事業局】

1 診療報酬の請求に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

診療報酬の請求に関する書類の不備により、多額の返還金が生じるものがあった。

(南部医療センター・こども医療センター)

(2) 現在の状況

返還金額について、精査中である。

(3) 未措置とする理由

返還金の額が確定しておらず、返還処理が完了していないため。

第2 財政的援助団体等監査の指摘事項に対する未措置の状況

(令和5年度監査結果報告分)

1 公の施設の管理に関するもの

(1) 指摘の内容

ア 公の施設の管理に改善を要するもの

(ア) 沖縄県住宅供給公社では、管理する大部分の団地（県営住宅：中部A、B及び南部地区103団地中77団地）において、消防法に基づく消防訓練を実施していなかった。

(土木建築部所管)

(イ) 沖縄県住宅供給公社・株式会社山浩商事指定管理業務共同企業体（県営住宅：北部地区）では、すべての団地（県営住宅：北部地区8団地）において、消防法に基づく消防訓練を実施していなかった。

(土木建築部所管)

イ 公の施設の管理に係る手続に改善を要するもの

社会福祉法人偕生会（沖縄県立石嶺児童園）では、基本協定書及び年度協定書に規定する手続において、次のとおり適正ではなかった。

(ア) 基本協定書第24条において、年度事業報告書、上半期報告書及び月例報告書を各々提出期限までに提出することが義務付けられているが、すべて提出期限超過後の提出となっていた。

(イ) 年度協定書第4条において、毎月の指定管理料の請求書提出期限と支払期限が規

定されているが、請求書提出期限後の請求書の提出や支払期限超過後の支払が行われていた。
(こども未来部所管)

(2) 現在までの状況

ア 公の施設の管理に改善を要するもの

(ア) 沖縄県住宅供給公社に対し、文書により消防法に基づく消防訓練を実施するよう指導した。同社では、消防訓練が一部未実施となっている。

(イ) 沖縄県住宅供給公社・株式会社山浩商事指定管理業務共同企業体に対し、文書により消防法に基づく消防訓練を実施するよう指導した。同企業体では、消防訓練が一部未実施となっている。

イ 公の施設の管理に係る手続に改善を要するもの

社会福祉法人偕生会に対し、基本協定書及び年度協定書に基づき適正に処理するよう指導した。

同法人では、基本協定書及び年度協定書に基づき各種報告書や請求書の提出期限厳守に取り組んでいるが、月例報告書については、依然として提出期限を超過している。

(3) 未措置とする理由

ア 公の施設の管理に改善を要するもの

(ア) 一部の県営住宅（中部A、B及び南部地区）で消防訓練が実施されていないため。

(イ) 一部の県営住宅（北部地区）で消防訓練が実施されていないため。

イ 公の施設の管理に係る手続に改善を要するもの

月例報告書の提出が依然として提出期限を超過しているため。